

疲労回復協会会則

平成 24 年 11 月 1 日 作成

疲労回復協会会則

第1条(名称)

本会は「疲労回復協会」と称する。

第2条(会計)

疲労回復協会における事業収支は、一般社団法人疲労回復協会に帰属します。

第3条(目的)

本会は、疲労回復の普及、啓発、振興に関する活動をおこない、もって健康増進に関連する全ての産業の発展、向上に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 疲労回復のための調査研究
- (2) 疲労回復に関する情報の収集及び提供
- (3) 疲労回復のための技術・技能に関する研修
- (4) 疲労回復法を提供する会員の育成、資質の向上、経営力向上のための支援、助言、
セミナー等の開催
- (5) 疲労回復効果を有する商品、サービス等の認定の実施

第4条(会員の構成)

本会は、次の会員により構成します。

- (1) 正会員 本会に入会した会員
- (2) 認定会員 本会に入会した正会員のうち一定の研修を受けた会員

第5条（入会）

会員となるには、本会所定の様式による申込みをしなければならない。

第6条（退会）

会員は、本会所定の様式により、いつでも退会の申出をすることができる。ただし、毎月20日を基準として、20日までに退会の申出があった場合には、翌月末の退会とし、20日を過ぎての退会の申出があった場合は、翌々月末の退会とします。

第7条（資格の喪失）

当会の会員が、次の各号の一に該当した場合には、本会は、会員資格を喪失します。

- （1） 会費の支払いを2か月分以上を怠った場合
- （2） 当会が行う事業を妨げ、または妨げようとした場合
- （3） 当会が行う事業の利用について下記の不正の行為をした場合
 - ① 当会に許可なく、セミナー、講演等の音源・動画等を不正に使用した場合
 - ② 当会に許可なく、当会から提供されたすべてのツールを不正に使用した場合
 - ③ 認定会員でない者が認定会員の称号を使用した場合
 - ④ 当会及び一般社団法人疲労回復協会と類似する名称を使用し、類似の活動を行った場合
- （4） 犯罪、その他当会の信用を失う行為をした場合
- （5） 登録された住所や電話、電子メール等を通じて会員と連絡ができなくなった場合

第8条（会費等）

会員は、会員資格を保持するため正会員は月額5,000円、認定会員は月額10,000円（いずれも税込）を支払わなければならない。

2. すでに納入した会費は、退会や資格剥奪などのいかなる理由によっても返還しない。

第9条（会員の受益）

会員は、会員の種別において本会から下記のサービスの一部又は全部を受けることができる。

- (1) Fax または e-mail による会員向け情報の受領
- (2) 本会が主催もしくは共催する研修会等のイベントへの優先参加
- (3) その他本会が企画する様々な会員への情報・権利・特典

第 10 条(会員の権利)

会員が本会より得る権利は、会員が本会に所属する期間に限られ、これは 一切の他者に譲渡や相続できない。また会員を限定として提供される情報や文章、データ、映像、図式などの知的財産を本会の了解なしに他者に複写、譲渡、閲覧させることができない。

第 11 条(運営機関)

本会は、事業の円滑な推進や目的遂行のために下記の運営機関を置くことができる。

- (1) 本会運営方針を諮問する理事会とこれを代表する理事
- (2) 本会会務を助言する顧問
- (3) 本会事業を助言指導する委員
- (4) 本会運営を務める事務局とこれを代表する事務局長

第 12 条(個人情報)

本会の入会手続きや各種活動を通じて本会及び本会の指定する団体が知りえた会員の個人情報についてはその取扱いを注意するとともに、本会の目的に準拠した利用を基本とする。ただし、本会の活動に有益であると認められた場合は、本会及び本会の指定する団体の公正な判断に基づきこれらの個人情報を第三者に供与できる。

第 13 条(会則の変更)

本会の会則は、一般社団法人疲労回復協会や本会の運営機関の助言を参考にしながら、本会の公正な判断によって、一部またはすべてを改定することができる。

第 14 条 (免責事項及び損害賠償)

会員が本会の活動を通じて第三者に与えた損害について、
本会ならびに本会の指定する団体は一切の賠償責任を負わないものとする。

2. やむを得ない理由により、第 9 条(会員の受益)を実現できなかった場合、
本会と本会の指定する団体は会員に対して賠償責任を負わないものとする。

3. 本会事業によって会員に何らかの損害を与えた場合、本会が当該会員に負う賠償責任は、
最大でも会員が当該年度に支払った年会費相当額とする。

4. 第 9 条で定める本会が提供するサービス及び認定会員の称号は、会員の売上及び集客を保
証するものではないとし、本会は会員に対して賠償責任を負わないものとする。

5. 第 7 条 1 項 (2) , (3) に定めた事項により、本会に損害が生じた場合は、会員に対し
損害賠償を請求することができる。

第 15 条 (本会の終了)

本会は、一般社団法人疲労回復協会や本会の運営機関の助言を参考にしながら本会の公正な
判断によって、会員への 3 ヶ月の事前告知をもって、本会の活動の終了や本会の解散を決定
することができる。

第 16 条 (その他)

本会則で規定されていない事項については、本会の運営機関の助言を参考にしながらその都
度本会の公正な判断によって進めるものとする。

第 17 条 (附則)

本会則は、2012 年 11 月 1 日より施行する。